

生徒ハンドブック p14～

8-9 特別事態の授業・行事の実施について

(1)台風・豪雨等、悪天候時の授業の扱い（休日及び長期休暇中のクラブ活動についても同じ扱い） 定期試験期間中については（3）による。

登校時、「京都府南部」、「京都・亀岡地区」または「京都市」、居住地域のいずれかに「暴風」「暴風雪」警報のどちらかが発表されている場合は登校を見合わせる。その場合、「京都府南部」または「京都・亀岡地区」または「京都市」の上記の警報が

- ① 午前 6 時までに解除されたときは普通授業。
- ② 午前 7 時までに解除されたときは始業 1 時間遅れの 35 分短縮授業。
- ③ 午前 8 時までに解除されたときは、始業 2 時間遅れで、3 時限目から 45 分授業。
- ④ 午前 8 時までに解除されないときは臨時休校。

上記の規定以外では、臨時休校・始業遅れはないが、居住地域の状況などを判断して、危険が予想される場合は登校を見合わせる。その場合、担任の先生にその事情を伝えること。（居住地域が、上記の規定にあてはまる場合は欠席扱いにならない）

登校後、授業中に上記の警報が発表された場合、下校途中の安全を考え、状況を見て、臨時の措置を取る。

(3)定期試験中に気象警報が発表された場合の措置

「京都府南部」または「京都・亀岡地区」または「京都市」に発表された警報（「暴風」「暴風雪」に限る）が、

- ① 午前 6 時までに解除された場合は、平常通り。
- ② 午前 7 時までに解除された場合は、始業時間を 1 時間おくらせる。
- ③ ①②以外の場合は、臨時休校とする。この場合は、その日の試験は、試験最終日の次の日（日祝日を除く）に行う。

◆ 以上のような措置によって定期試験の期間が延びることもありうるので、定期試験終了予定日直後からの旅行などの計画は、さけること。

<注意>

- ◆ 「京都府南部」または「京都・亀岡地区」または「京都市」に警報が発表されていないければ、たとえそれ以外の府県・地域に発表されていても、平常通りの時間で定期試験を行う。
- ◆ もし、居住地域が登校できないような状況にある場合には、登校を見合わせ、学校（担任あるいは教務）まで必ず連絡すること。